

## 独占禁止法の課徴金制度について

### ○ 性質

独占禁止法違反行為の防止という行政目的のために行政庁（公正取引委員会）が違反事業者等に金銭的不利益を課すという行政上の措置（独占禁止法第7条の2，第8条の3）

### ○ 算定方法

違反行為対象商品等の売上高に，法定の算定率を乗じて算定する（公正取引委員会による裁量なし。詳細については別紙1参照。）。

### ○ 導入・改正の経緯

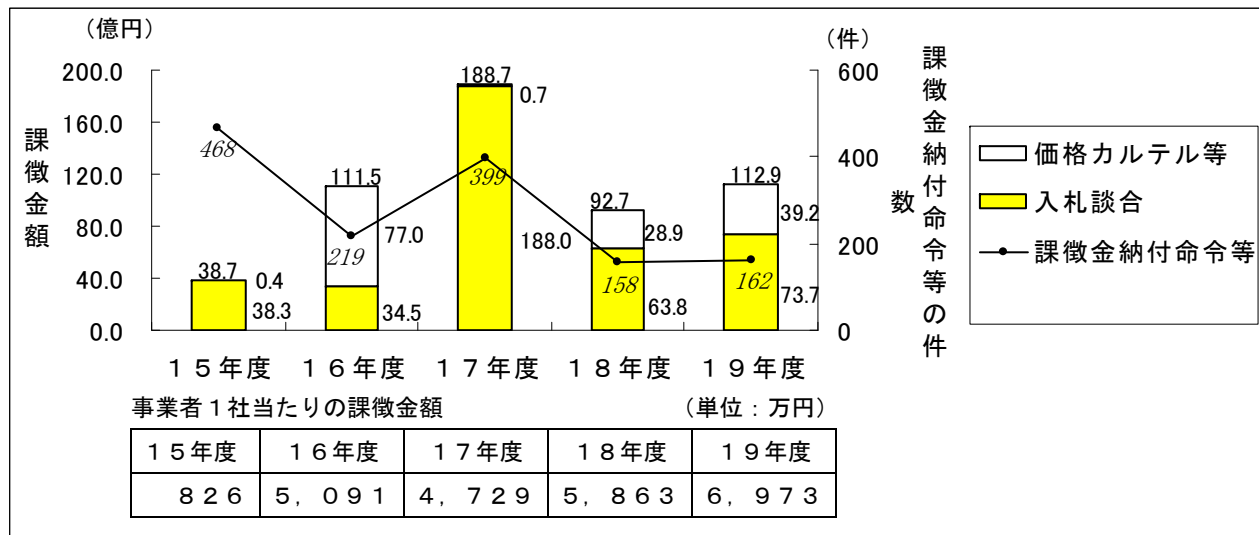
昭和52年の独占禁止法改正で導入され，平成3年，平成17年に算定率の引上げ，対象となる違反行為類型の拡大等が行われた（平成17年改正の内容については別紙2参照。）。

なお，先の臨時国会（第170回国会）においては，対象となる違反行為類型の拡大等を内容とする独占禁止法等の改正案が提出されていた。

○ 課徴金納付命令の手續

公正取引委員会が違反事件の審査の後、事前手續を行った上で、課徴金納付命令を行う。命令に不服がある者は、審判を請求することができ、また、審判の結果（審決）に不服がある者は、東京高裁に訴訟を提起することができる（別紙3参照）。

○ 運用状況 ※出典「平成19年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」（平成20年5月21日）



○ 運用体制

違反事件の審査を担当する人員：429名

課徴金額の算定を担当する人員：上記のうち281名

# 課徴金算定の流れ

別紙 1

## ① 課徴金の算定

違反行為実行期間  
(最大3年間)にお  
けるカルテル対象商  
品等の売上高を合算

違反行為対象商品等の売上高

×

算定率

※課徴金算定額が100万円未満の  
ときは納付を命じられない。

算定率	大企業	中小企業
製造業等	10%	4%
小売業	3%	1.2%
卸売業	2%	1%

(対象行為)

- ・ 価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占
- ・ 購入カルテル

### 減算される場合

違反行為を早期に取りやめた者に対しては  
→左欄に掲げる率の2割減の率を適用

### 加算される場合

10年以内に課徴金納付命令を受けていた者に対しては  
→左欄に掲げる率の5割増しの率を適用

## ② 課徴金減免

### 課徴金減免

立入検査前に違反行為について

- 1番目に申請した者→納付命令せず
- 2番目に申請した者→課徴金を50%減額
- 3番目に申請した者→課徴金を30%減額

立入検査後にあつて

- 3番目以内に申請した者→課徴金を30%減額

## ③ 罰金併科がある場合

### 罰金額が確定した場合

罰金の半額に相当する額を課徴金額から控除

# 改正独占禁止法における課徴金

## 1 課徴金算定率

(注)課徴金算定率とは、違反行為に係る商品又は役務の売上額に乗ずる率である。

### 旧法

	大企業	中小企業
製造業等	6 %	3 %
小売業	2 %	1 %
卸売業	1 %	1 %



### 現行法

	大企業		中小企業			
製造業等	10 %	再度の違反	15%	4 %	再度の違反	6%
		早期解消	8%		早期解消	3.2%
小売業	3 %	再度の違反	4.5%	1.2 %	再度の違反	1.8%
		早期解消	2.4%		早期解消	1%
卸売業	2 %	再度の違反	3%	1 %	再度の違反	1.5%
		早期解消	1.6%		早期解消	0.8%

## 2 算定率引き上げの理由

### 算定率引き上げの趣旨

＜改正前＞カルテル等による不当利得相当額を徴収

（→違反行為が後を絶たず，現行の算定率では違反行為防止の観点から不十分）

↓違反行為防止の実効性を確保するため

＜改正後＞カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

### 新しい算定率の根拠

- ・ 過去の違反事例について実証的に不当利得を推計したところ，平均で16.5%程度，約9割の事件で8%以上の不当利得が存在するという結果→少なくとも不当利得は8%程度存在
- ・ 他法令の例，国際的な水準等も踏まえ，原則10%まで引き上げることとした。

＜第161回国会 衆議院経済産業委員会 平成16年11月19日 公正取引委員会委員長答弁＞

- ・ 「今回，我々の整理は，不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい，そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございません・・・（課徴金の）法的性格は何かということについては，これは，不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて，課徴金というものは，そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに，行政目的のために金銭的不利益を課す，その手段として課徴金がある」

### 3 一定の場合に課徴金算定率を割増(軽減)する制度

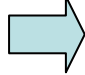
- 再度の違反の場合, 5割増しの算定率を適用

- 趣旨: 違反行為を繰り返す事業者は, 課徴金を支払っても繰り返すメリットがあるとみられることから, 通常の課徴金の水準では違反行為の防止を十分に図れない
- 調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合, 5割増しの算定率を適用

- 早期解消の場合, 2割軽減された算定率を適用

- 趣旨: 違反行為を早期にやめるインセンティブを高める
- 違反行為の期間が2年未満で, 調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合, 2割軽減された算定率を適用(再度の違反の場合は, 軽減算定率は適用されず, 5割増しの算定率を適用)

## 課徴金減免制度について

- ・ カルテルの発見・解明が容易に
  - ・ 企業の法令順守意欲の向上にも寄与
- 
- 競争秩序の早期回復
  - カルテルの未然防止

- ・ 法定要件（違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等）に該当すれば、課徴金を減免する制度

- 調査開始前の1番目の申請者＝課徴金を免除
- 調査開始前の2番目の申請者＝課徴金を50%減額
- 調査開始前の3番目の申請者＝課徴金を30%減額
- 調査開始後の申請者＝課徴金を30%減額

合計3社まで

- ・ 米国・EU等の海外主要国においても導入済み

# 独占禁止法における手続の流れ

